

“可能性への挑戦”

金田会計事務所通信

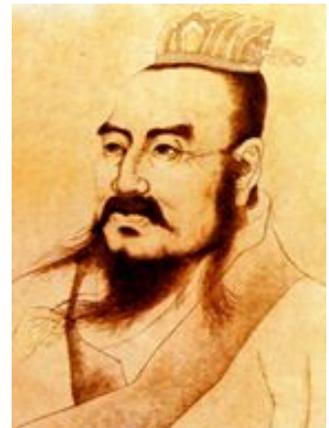
【変人であれ！】

今年も残すところわずかとなりました。あっという間に時間は過ぎてゆき、やろうと考えていたことがほとんどできていないと感じることばかりです。目標を達成するために犠牲にしてきたことも多いでしょう。自分の手のひらを開いても何も残っていないと感じることもしばしばあります。日々をただルーチンに追われ過ごしているだけなのではという疑問が浮かんでこないでしょうか？

古代中国で県の一役人であった劉邦は秦帝国打倒のため立ち上がった反乱軍のうち一番乗りで都を制圧しましたが、財宝や美女達にも手出しせず、主力の項羽軍を迎えしました。入城後、略奪の限りを尽くした項羽は圧倒的な力を持ちながら最後には身を滅ぼしました。何度も敗北し続けた劉邦が天下を統一し、漢の初代皇帝、高祖となります。彼は目の前の宝よりもっと大きな夢(天下の覇業)を絶対目標としていたと言われます。このように大きな目標を達成する者はそれより小さな成果には満足しません。

本当に何の成果ももたらしていないのでしょうか？山あり谷ありの人生を楽しむ余裕を持つとは言いませんが、俺はこれだけのことをやっているんだと考えてみてください。ある経営者は、毎晩、鏡を見ながら「お前、頑張っているな。カッコいいぞ。」と自分で誉めるそうです。周りが誉めてくれないからと笑いながらおっしゃっていましたが、自分自身がその頑張りを認めてゆくことはとても大事なことであると思います。経営者は変人(?)が多いのですが、自分が一番頑張っていると思ひ込む人と、自分はダメだと悲観する人では前者のほうがましで、経営者はある程度そんなところが必要ではないかと考えます。やはり周囲は引っ張ってくれるリーダーを望んでいますから。

現在の状況から見て自分自身を鼓舞することは普通の人には難しいことかもしれません。周囲のことを気にせず、自分の思うことをやり遂げようとする人を変人というのかもしれませんが。それならばどんなことでもエネルギーに変えてゆける自信が、苦難を乗り越える源泉となりますから、今はもっともっとそれができる変人にならなければと自分に言い聞かせています。



軽視できない印紙税

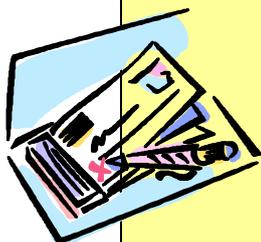
税務調査で意外と指摘を受けるのが、実は印紙の貼り忘れです。税務調査の際、会社が不動産を売買している時は、必ず契約書を見せてくださいと言われます。不動産売買契約の場合、2通の契約書を作り、互いに押印し、それぞれが最後に印紙を貼って保管するため忘れるケースがあります。今回は、印紙について詳しく解説してゆきます。

★『領収書』に貼る印紙税 ★★★

下の税額一覧が一般的に言われる領収書(ex 商品販売代金の受取書、不動産賃貸料の受取書・広告料・宿泊料などの受取書)に貼る印紙を計算する際に使う表です。

3万円未満なら印紙を貼らなくても非課税なのでOKです。

課税物件名	課税標準及び税率(1通につき)	非課税物件	
売上代金に係る 金銭の受取書	受取金額 100万円以下……………	200円	①記載受取金額が3万円 未満のもの ②営業に関しないもの
	” 200万円以下……………	400円	
	” 300万円以下……………	600円	
	” 500万円以下……………	1,000円	
	” 1,000万円以下……………	2,000円	
	” 2,000万円以下……………	4,000円	
	” 3,000万円以下……………	6,000円	
	” 5,000万円以下……………	10,000円	
	” 1億円以下……………	20,000円	
	” 2億円以下……………	40,000円	
	” 3億円以下……………	60,000円	
	” 5億円以下……………	100,000円	
	” 10億円以下……………	150,000円	
” 10億円を超……………	200,000円		



①消費税額はきちんと書こう！

商品代金 29,000円、消費税 1,450円、合計 30,450円を領収した場合

A 消費税額を領収書に明記

∴領収金額は税抜きのみ 29,000円と判断 ⇒ **3万円未満で印紙を貼らなくても良い。**

B 消費税額を明記しない、曖昧な表現で終わっている。

∴領収金額は 30,450円と判断 ⇒ 200円の印紙を貼る。

Bのケースの例

・領収金額 30,450円 税込み とだけ記載

・領収金額 30,450円 消費税額 5%を含む とだけ記載

印紙税 200円必要



良い例としては、領収金額 30,450円 うち消費税額 1,450円 と記載すれば完璧です。

この税抜きと言う考え方は、『建物売買契約書』などや『工事請負契約書』などについても同様です。

②売掛金と買掛金との相殺金額がある場合

☆ 相殺後の領収した金額で判定

売掛金 250 万円、買掛金 150 万円で領収した金額が 100 万円の場合

売掛金の金額 250 万円で判定 ⇒ ×

相殺後の 100 万円で判定 ⇒ ○ (200 円の印紙を貼れば良い。)

(注) 領収書の但し書きに相殺した金額をきちんと明記すること。



③商品券等による支払を受けた場合?

商品代金の受取にあたり、商品券等により支払をうけた際の領収書についてですが、この場合も印紙を貼る必要があります。

④クレジットカードによる支払を受けた際の領収書は?

クレジットカードにより支払を受けた際の領収書は、信用取引により支払を受けるものですから、クレジットカードによる支払であることが明らかにされているものについては印紙を貼る必要はありません。

★『契約書』に貼る印紙税 ★★★

課税物件名	課税標準及び税率(1通につき)	非課税物件	
1.不動産等の譲渡に関する契約書	契約金額 10 万円以下……………	200 円	①記載契約金額が 1 万円未満のもの  ※ } 次ページ参照 ※ ※ ※ ※ ※ ※
	” 50 万円以下……………	400 円	
	” 100 万円以下……………	1,000 円	
	” 500 万円以下……………	2,000 円	
	” 1,000 万円以下……………	10,000 円	
	” 5,000 万円以下……………	20,000 円	
	” 1 億円以下……………	60,000 円	
	” 5 億円以下……………	100,000 円	
	” 10 億円以下……………	200,000 円	
	” 50 億円以下……………	400,000 円	
” 50 億円を超……………	600,000 円	※	
1.請負に関する契約書	契約金額 100 万円以下……………	200 円	①記載契約金額が 1 万円未満のもの ※ } 次ページ参照 ※ ※ ※ ※ ※ ※
	” 200 万円以下……………	400 円	
	” 300 万円以下……………	1,000 円	
	” 500 万円以下……………	2,000 円	
	” 1,000 万円以下……………	10,000 円	
	” 5,000 万円以下……………	20,000 円	
	” 1 億円以下……………	60,000 円	
	” 5 億円以下……………	100,000 円	
	” 10 億円以下……………	200,000 円	
	” 50 億円以下……………	400,000 円	
” 50 億円を超……………	600,000 円	※	

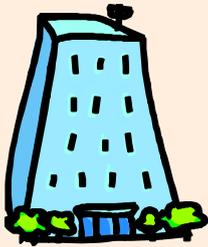




①不動産の譲渡、建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の軽減措置

次の2種類の契約書については、現在、期間限定(平成9年4月1日～平成25年3月31日までの間に作成されるもの)で印紙税の金額が軽減されています。(さらに2年延長されました。)

- (1) 土地建物売買契約書などの不動産の譲渡に関する契約書
- (2) 建物建築工事請負契約書などの建設工事の請負に関する契約書のうち、契約書に記載された契約金額が1,000万円を超えるもの。



契約金額 5,000万円以下のもの	15,000円
〃 1億円以下のもの	45,000円
〃 5億円以下のもの	80,000円
〃 10億円以下のもの	180,000円
〃 50億円以下のもの	360,000円
〃 50億円を超えるもの	540,000円



②印紙を貼っていない契約書は有効?それとも無効?

収入印紙を貼っているかどうかと契約書の有効性については関係はありませんが、税務上で言いますと印紙税法上の違反となり、罰金が課されます。その罰金については次で説明します。

印紙ごぼれ話



①印紙を貼らないとどうなる?

契約書等に収入印紙を貼り忘れた場合

⇒ 納付しなかった印紙税の額の**3倍の過怠税(罰金)**が課税されます。

(収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは **1.1倍**)

なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費に算入されません。

②銀行の振込手数料と収入印紙の関係

どこの銀行も振込手数料が3万円を境に高くなっているのは、実は収入印紙が関係しています。銀行の窓口で振込をお願いする時の振込用紙の控えが金銭の受取書(領収書)に該当して3万円以上だと200円の収入印紙を銀行側が負担しなければならないので、その分振込手数料に上乗せしているのです。

③住宅ローン控除と収入印紙

住宅ローン控除とは、お金を借りて家を建てた時に所得税を減税しようという制度です。この制度を受けるには家を建てた年の翌年に一定の書類を添付して税務署に確定申告しなければなりません。

その一定の書類とは家を買ったときの『不動産売買契約書』や『工事請負契約書』のコピー等です。

そのコピーに消印された印紙がないと必ず指摘されます。減税を受けようと思ったのに逆に罰金を払わされるはめにならないように注意して下さい。

<文責:近久 努>